3．実践的経営改善講座

他の歯科医院より少しでも選ばれる歯科医院づくり

第７７回「医療法人化を考えよう」

株式会社M&D医業経営研究所
代表取締役社長　木村　泰久

１．はじめに

最近、医療法人化についてのご質問を何人かの先生からいただきました。税理士や会計士は節税の観点からしか法人化のメリットとデメリットを説明しないので、ミスリードしてしまうケースも多くタイミングを失うケースもあるようです。日頃の税務会計にしても、節税対策などで歯科の器具や設備の知識が必要になります。ぜひ、歯科経営に精通した税理士や会計事務所を選んでいただきたいと思います。その意味で、M&D歯科経営研究会の会員事務所をお勧めします。

さて、私は基本的にある程度の規模、例えば売上高が５千万円を超えなくても、医療法人にしたほうがよいと考えています。それは医療法人でも租税特別措置法の適用を受けられるからです。

医療法人化を勧めない理由として、よく取り上げられるのが次のような項目です。

①「持ち分無し医療法人」になるわけで、法人に残余財産が残っていれば、国に収納されてしまいます。

②スタッフを社会保険に加入させなければならず、人件費が20%程度アップします。

③法人化するために70万円～80万円の費用がかかります。

④個人の資産を法人の資産にするために、結構面倒な計算や手続きが必要です。

これらのこともあって、税理士は、年収1500万円～2000万円にならないと節税効果がないので法人化はもったいないとアドバイスしているようです。しかし、これは歯科医院経営をよく知らないからだと考えられます。残余財産の問題も、日頃から役員報酬

で残らないようにしたうえで、最後に残った残余財産も売却して退職金で引き出してしまえばよいからです。また、残余財産が残った価値で第三者に事業承継することもできます。

実は法人化には、税制面だけでなく、他にも大きなメリットがあります。まず、医療法人にすれば、患者さんからの信頼感が違ってきます。なんとなく安心できそうに思えるからです。それは、歯科衛生士からみたときに、もっとはっきりした違いになります。確実に社会保険に加入できるからです。

実は、歯科衛生士の採用に二極化が起きています。すでに、院長１人の個人経営の歯科医院では応募が期待できない状況になっているのです。それは、歯科衛生士養成校の就職指導で、次のような条件を満たす歯科医院を選定するようにアドバイスをしているからです。

1)医療法人で社会保険に加入している、

2)院内外での研修が受けられる、

3)多くの衛生士がおり交代で休める、

という医院では応募者が増加しています。

つまり、医療法人になることで歯科衛生士の採用のスタートラインにたてることになるわけです。法人化しなければ、社会保険に加入させる、予防型で研修受講をアピールする、待遇を他の医院より良くするなど、よほどの工夫をしなければ歯科衛生士を雇えない状況なるのです。

次に、院長自身の“安心”です。歯科医師が 70 歳でリタイアする場合、そこからの 15 年間を国民年金だけで生活していくには、一年間に生活費が 500 万円ずつ掛かるとして、7500 万円～１億円の貯蓄が必要です。ところが医療法人では厚生年金が受給できるので、現在の水準で年間 300 万円から 400 万円を受給できます。そうなると、年間 200 万円を貯金から下ろしても、3000 万円の貯蓄があれば十分です。

よく考えておく必要があるのが、老後に廃業するときに必要になる資金です。これは自分達の生活費だけではありません。雇用しているスタッフに退職金を支払う必要があります。中退共に加入していれば良いのですが、20 年～30 年も勤務している場合、少なくとも１人あたり何百万円もの金額になります。もし技工士を含め古参のスタッフが２人もいれば、１千万円近くのお金が必要でしょう。さらに、医院を居抜きで売ろうとしても、簡単には売れないのです。特に、今 50 代の先生方の廃業時期は、すでに団塊の世代の先生が先に廃業しているため、居ぬき物件であふれています。つまり、まず売れないことを想定しておく必要があります。そうなると医院をスケルトンにして戻さなければなりません。古くなったチェアやレントゲンの処分費もかかります。それには 300

万円～500 万円の費用が必要になるのです。これらを合わせると、廃業には 1500 万円～2000 万円の費用がかかります。これを自分達の老後の貯蓄の必要額に上乗せする必要があるのです。つまり、個人では老後の生活費とこれらの支出を考えると、1 億 5 千万円の貯金があっても安心できないのです。

その点、医療法人であれば、厚生年金を受給できるほかにまだメリットがあります。それは、自分の退職金として、保険料の半額を損金処理できる生命保険を活用した退職金プランを活用できることです。これを掛けておけば、70 歳の退職時に数千万円の金額を受け取ることができます。つまり、老後の"安心感"は大きく違ってくるのです。

さらに、廃業の面でも法人のほうが有利です。それは、譲渡する際に、新しい理事長に出資金を払ってもらう形にできるからです。それを退職金として受領して辞めていくわけです。この場合は医療機関コードも変わらず、閉院期間がないので患者さんもそのまま引き継げます。予防で定期的に通院されている患者さんや、在宅で定期的に訪問している患者さんにも迷惑をかけません。さらに、その法人の勤務医として、自分の懇意な患者さんを診るために週 2 日程度勤務させてもらうこともできます。自分の患者さん達の診療を続けることもできるのです。これは厳しい競合環境のなかで歯科医院を経営することになる新しい理事長にとっても有利でしょう。つまり、譲る方、譲られる方ともにメリットがあるのです。

さらに、これから老後の貯蓄をするにしても、医療法人なら大規模リニューアルなどの設備投資をしても、法人の銀行口座から支払いますので、自分の預金や役員報酬の金額は変わりません。しかし個人医院では、リニューアルの設備投資も自分の通帳から支払います。そして確定申告をして初めて年収が決まります。もちろん減価償却は法人と同じようにできますが、歯科医師の老後の生活設計を考えるときはどちらが有利でしょうか？

まだメリットがあります。個人ではご子息や息女にアルバイトをさせることはできませんが、医療法人ではそれが可能です。さらに、奥様の専従者給与は相場があります。事務をするにしても、同種の職業の相場から、せいぜい年間 400 万円が限度です。ところが医療法人の理事にすれば役員報酬になります。役員としての経営に関する判断業務が中心となるので、年収 500 万円～600 万円、規模によってはそれ以上にすることも可能です。

法人化のメリットをまとめてみましょう。

1．歯科衛生士の採用が容易になる。
2．院長夫婦とも厚生年金が受給できるので老後の生活設計が楽になる。
3．自分の退職金として、半金を損金処理できる生命保険に加入することができる。

4．非常勤勤務医として採用してもらえば、自分の患者さんの診療ができる。
5．法人の資産と自分の資産が分離され、生活設計がしやすくなる。
6．子女や子息をアルバイトさせることができる。
7．配偶者を役員にすれば、専従者給与よりも多くの役員報酬を支給することができる。

いかがでしょうか。それでも「うちはそんなに利益が出ていない」「スタッフの厚生年金がもったいない」などの発想になってしまいますか？また、厚生年金保険がもったいないと思われているのなら、考えてみましょう。もしご自分のお嬢さんを歯科衛生士にしたとして、厚生年金がない個人立歯科医院と、厚生年金がある医療法人のどちらに就職を勧めるでしょうか。他人様の大切なお嬢さんを預かるわけです。「スタッフの厚生年金がもったいない」という発想はおかしいと思いませんか？

ぜひ、医療法人化を検討していただきたいと思います。
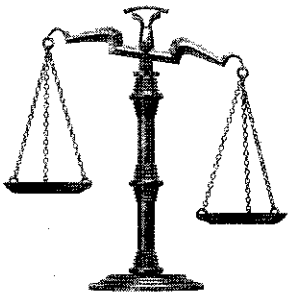
以上